

第18回料金審査専門会合における資料の補足 (増量に伴う契約変更時の中途解約補償料)

平成28年11月10日

東京ガス株式会社

東邦ガス株式会社

大阪ガス株式会社

<補足に至った経緯>

- 第18回料金審査専門会合において、「増量に伴う契約変更時の中途解約補償料」の必要性を説明するとともに、東京電力エナジーパートナー様からの「ガス需要拡大のインセンティブが働かない」とのご要望を踏まえて、「中途解約補償料の適用除外」に関する託送供給約款の文言修正案を提示いたしました。
- 会合終了後、ネットワーク事業監視課から「新設・増設によってガス消費量が段階的に上がっていく場合であって、託送供給依頼者がその時期を予め把握している場合の取り扱いが不明確である」とのご指摘をいただきました。
- 当該ケースの場合、契約時点で託送供給依頼者が需要家の増量時期を把握しておりますので、契約当初からその増量分も含めた需要量に基づいて契約するものであり、そもそも中途解約の必要がなく、本補償料の適用が問題とならない事例と認識しておりました。
- しかし、ご指摘の点を踏まえて、検討した結果、規定の内容をより明確にする必要があると考えましたので、次ページの通り、文言を追加いたします。

<修正案>

【修正案】（下線部の追記）

- ・ただし、個別契約※締結時点で託送供給依頼者が把握できなかった託送供給先需要家の消費機器の増設等により、契約期間内に契約最大払出ガス量を増量変更することが合理的と認められる場合には、契約中途解約補償料は申し受けません。

※個別契約とは、託送供給約款に基づき締結する契約であり、1年間の需給条件等を定めるもの。

増量に伴う契約変更時の 中途解約補償料について

平成28年10月12日

東京ガス株式会社

東邦ガス株式会社

大阪ガス株式会社

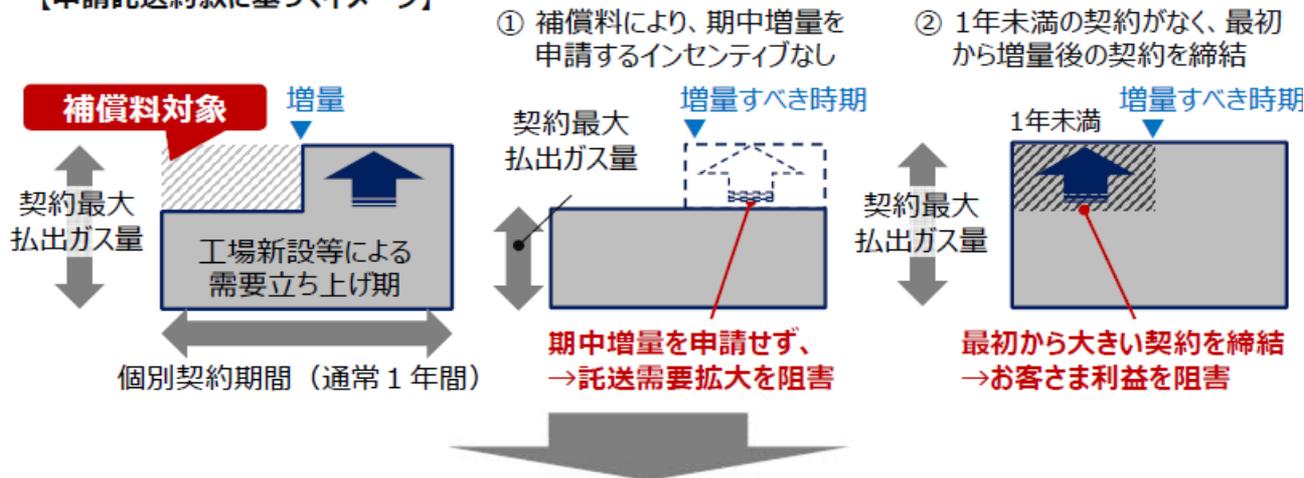
東京電力E P様等からのご指摘事項
(料金審査専門会合(第16回) 資料5(P4・5))

2. 供給条件の見直し（緩和）

□ 申請された約款では、**契約期中の増量は「中途解約扱い」となり、「契約増量に対する補償料」を設定。**また、**1年未満の託送契約は限定的なケースでしか認められておらず、託送需要拡大（ガスシフト）や、それに貢献するお客さまの利益を阻害**

- ① 補償料の存在により、期中に自ら契約増量を申請するインセンティブが働かない
⇒ **ガス託送需要拡大を阻害**
- ② 1年未満の契約が無いため、需要立ち上げ期にも、立ち上げ後の払出ガス量を基に、1年間の託送契約を結ぶ必要
⇒ **お客さま利益を阻害**

【申請託送約款に基づくイメージ】



□ **需要立ち上げ時や生産計画の増産等による、契約期間中での増量を補償料を伴わずに認めていただくことで、ガス託送需要拡大、お客さま利益阻害の回避を実現すべき**

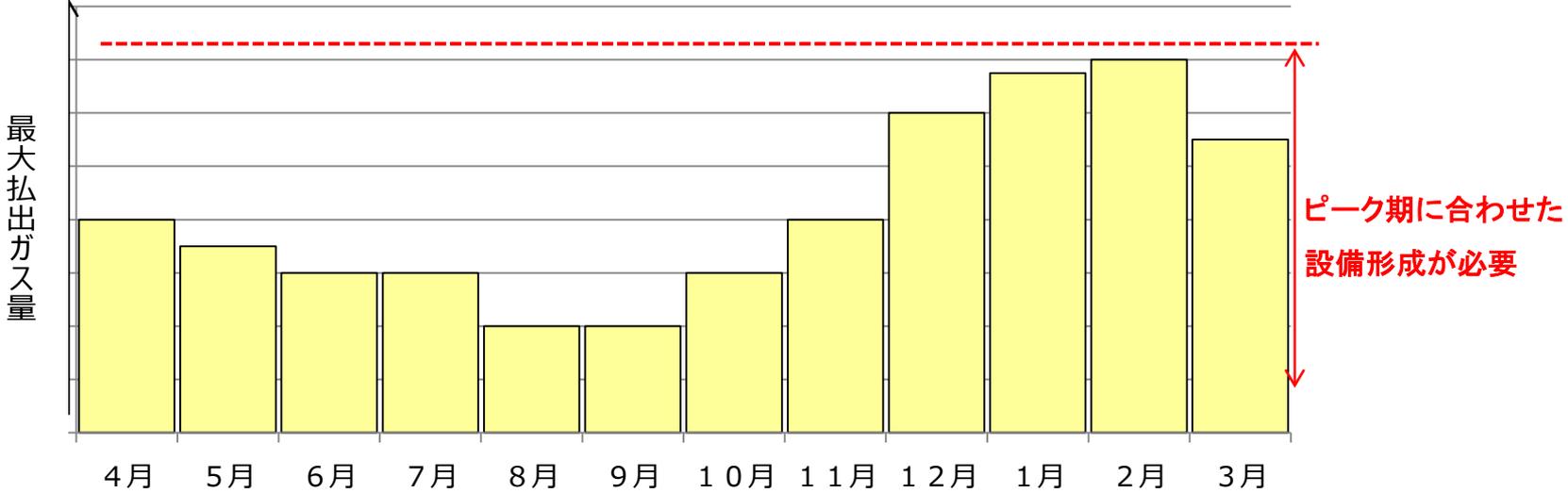
<本日のご説明内容>

1. 導管設備形成ならびに託送料金の考え方
2. 増量変更時の中途解約補償料の必要性
3. ご指摘事項に対する見解

1. 導管設備形成ならびに託送料金の考え方

● ガス需要は、季節間の変動が大きいいため、需要のピーク期(主に冬期)に安定的に供給できるよう導管設備を形成しております。

【需要変動イメージ】



1. 導管設備形成ならびに託送料金の考え方

- 託送料金においても、お客さま毎に「1年間のうち、1時間当たりで最もガスをご使用される量(ピーク時量)」に基づき「契約最大払出ガス量」を予め契約で定め、流量基本料金を算定しています。

【託送料金(3部料金)の構成】

託送料金(3部料金)総額 = ①従量料金 + ②流量基本料金 + ③定額基本料金

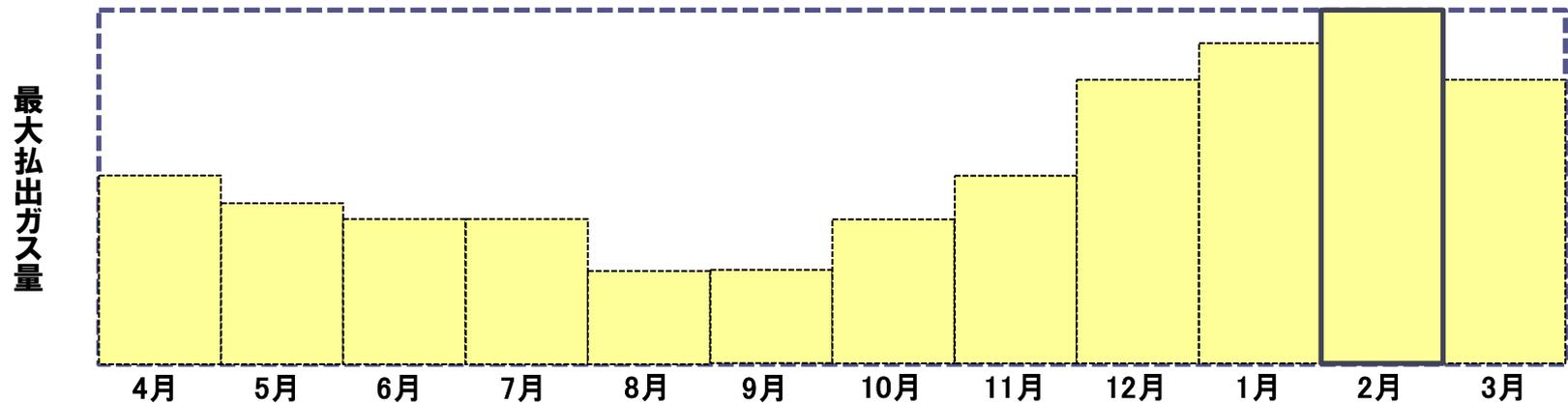
①従量料金	<p>【算定式】 従量料金単価(円/m³) × 払出ガス量の実績(m³)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 需要場所における払出ガス量実績に応じて課金する料金
② 流量基本料金	<p>【算定式】 流量基本料金(円/m³・時) × 契約最大払出ガス量(m³・時) × 託送利用期間(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約期間(1年間)のうちで、1時間あたりの最大ガス量に応じて課金する料金 <p>※最大需要(ピーク時量)に対応できるように設備形成していることを踏まえ、 契約最大払出ガス量を予め契約で設定し、それに基づき算定</p>
③定額基本料金	<p>【算定式】 定額基本料金(円/月) × 託送利用期間(月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 月間の固定料金

・注)主に家庭用においては、②の流量基本料金は設定していない

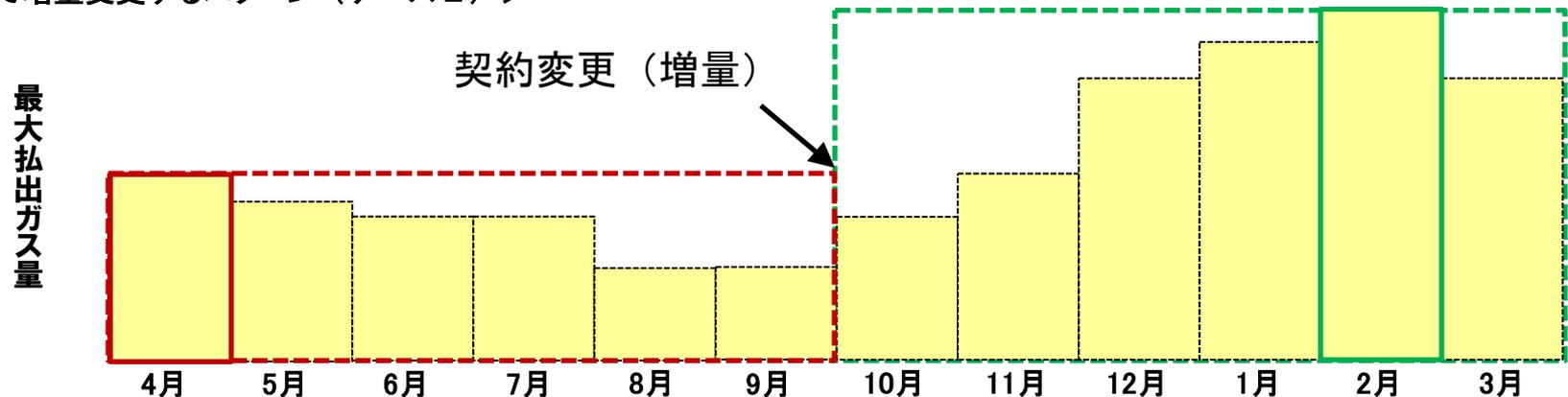
2. 増量変更時の中途解約補償料の必要性

- 契約当初にピーク時量を見通し、それに基づいて契約値を決めていただく場合(ケース1)と、契約当初は故意に低い値で契約し、途中で増量する場合(ケース2)では、同じ使い方にも関わらず流量基本料金が異なり、公平性を欠くことになります。

< 契約当初にピーク時量を見通し、それに基づいて契約値を決めていただくパターン (ケース1) >



< 途中で増量変更するパターン (ケース2) >

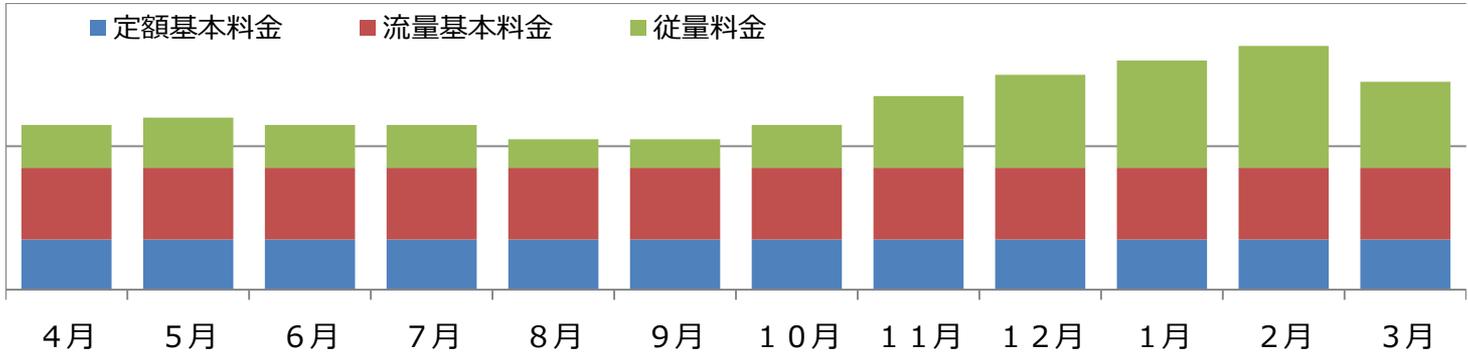


2. 増量変更時の中途解約補償料の必要性

● 適切な設備形成費用回収の観点からも、ピーク時量に応じた流量基本料金をご負担いただくことが必要であり、期中の増量変更に対し補償料を設定しています。

【ケース1】

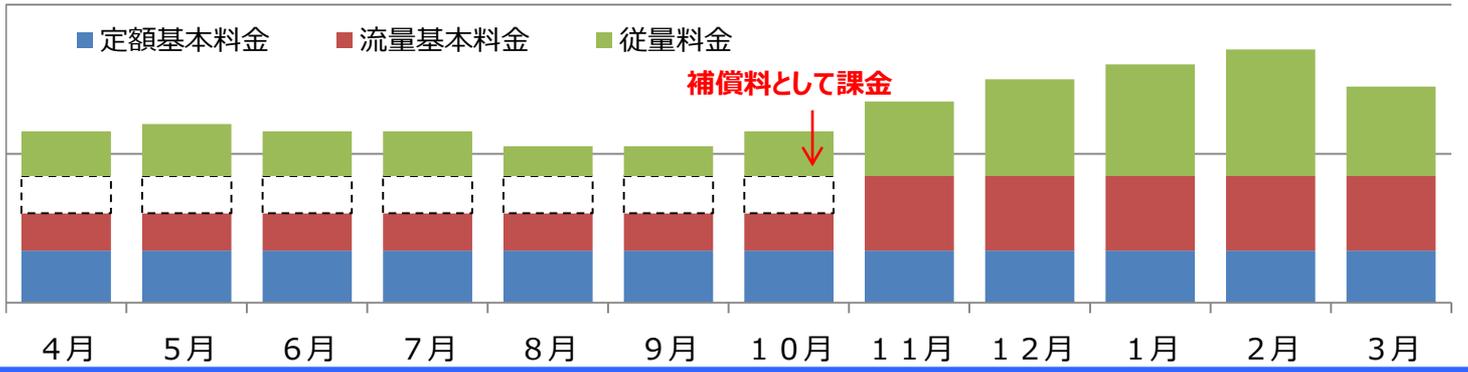
・ 当初から適切に契約最大払出ガス量が設定されていた場合 ⇒適切な費用回収が可能



【ケース2】

・ 期中で増量変更された場合

⇒ 過去の流量基本料金分を補償料として請求することでケース1と同額の課金となり、公平性を確保かつ適切な費用回収が可能



3. ご指摘事項に対する見解

- 増量変更時の中途解約補償料は、適切な設備形成費用回収を実現するため、「同じ使い方をされたお客さまには公平に託送料金をご負担いただく」との趣旨で設定しているものです。
- しかしながら、ガス需要拡大のインセンティブが働かないとのご意見をいただいたことを踏まえ、託送約款へ以下文言を追記し、中途解約補償料の適用除外とすることとします。

【約款文言(案)】

- ・ただし、託送供給先需要家の消費機器の増設等により、契約期間内に契約最大払出ガス量を増量変更することが合理的と認められる場合には、契約中途解約補償料は申し受けません。